

ESTAの申請は、 公式サイトかどうかの 確認を！

一般的にアメリカなどの
外国に入国するには
ビザが必要です。



くらしの窓
すぎなみ
臨時 174 号
平成31年 3月
発行・杉並区立
消費者センター
☎ 03-3398-3141

「消費者庁イラスト集より」

ESTAは、ビザ免除プログラムに基づく電子渡航認証システムで、米国国土安全保障省により義務化されています。

ビザ免除プログラムで短期商用・観光(90日以下)の旅行をする人は、米国行きの航空機や船に搭乗する前にオンラインシステム上でESTAを受けなければなりません。

ビザ免除プログラム・・・詳しくは、

<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/visa-waiver-program-ja/>

◆電子渡航認証の申請代行に関する相談事例を紹介します。

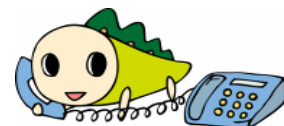
事例1 「アメリカへの渡航申し込み手続き」と検索したサイトで手続きをした。その後、クレジットカードで代行手数料として決済をしたが7千円請求されていることがわかった。公式サイトであれば14ドルのはずだ。

事例2 サイトに鷲のようなマークがあり、米国の公式申請窓口HPだと思い電子渡航認証の申請をした。その後の承諾メールに決済額が7千円とあり、代行業者サイトで申請したことに気づいた。

《裏面に続く》

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター



相談電話 **03-3398-3121**

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

皆様へのアドバイス

- アメリカ、カナダ、オーストラリアの電子渡航認証の申請代行に関する相談が寄せられています。
- 具体的には、公式サイトで申請するつもりが、インターネットで「ESTA」「eTA」「ETA」等と検索すると、申請代行サイトが検索結果の上位に表示されたり、公式サイトに似たデザインであったりするため代行業者と気がつかないまま手続きし、所定の費用に代行手数料を加えた料金を請求されるというものです。
- 申請の際には各国の大使館ホームページなどで所定の費用や公式サイトURLなどを確認しましょう。
- 申請代行サイトを利用する場合は、相手方や契約内容、料金を十分に確認してください。申請代行サイトは海外の事業者である場合も多く、「申請手続き後のキャンセルには応じない」旨が利用規約に定められているケースでは、一度、申請手続きを行うと、解約・返金の交渉は困難です。

「消費者庁イラスト集より」

★★★アメリカ …ESTA



申請時期

ビザ免除プログラムで、渡航の予定がある方は航空券の予約時にESTAを申請するか、少なくとも渡米日の72時間以上前にESTAの申請をする必要があります。

申請料金

全てのビザ免除プログラム渡航者は、ESTA申請時は、14ドルの申請料金が必要です。費用はESTA申請サイトを通してクレジットカードで支払うことができます。

有効期限

パスポートの有効期間内に、通常一度認証を受けると米国への複数回の渡航が可能で、2年間有効です。ただし、2年以内にパスポートの期限が切れる場合は、パスポートの有効期限日をもって無効となりますので、ご注意ください。

ESTAの公式サイトは、在日米国大使館・領事館 をご覧ください。

<https://esta.cbp.dhs.gov/esta/>

(参考 独立行政法人国民生活センター 在日米国大使館・領事館)

